

## 岡山県大規模集客施設協力金（第2期）のよくある質問

### ＜協力金について＞

#### 問1 大規模集客施設協力金とは何か。

(答) 緊急事態宣言に伴い、多数の者が利用する施設で建築物の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>超の大規模施設については時短営業を要請します。これに応じていただいた施設に協力金を支給するものです。

※詳しくは別表施設一覧をご覧ください。

#### 問2 前回（第1期分：5月16日～5月31日）との違いは何か。

(答) 午前5時から午後8時までの時短営業の要請は継続しつつ、今回からこれまでの床面積10,000m<sup>2</sup>超の集客施設等に対する土日祝日の休業要請を取りやめています。  
時短営業の要請に協力いただいた施設に対して協力金の支給を行います。

### ＜申請について＞

#### 問3 協力金の申請期間、申請方法はどうか。

(答) 申請の受付開始は、要請期間終了後の7月中旬を想定しています。（ただし、要請期間延長等の場合は、受付期間を変更する場合があります。）

申請書類等の詳細は準備が整い次第、ホームページ等で公表予定です。申請は、電子申請（準備中のため別途HPでお知らせ）または郵送で受付します。

#### 問4 テナント施設だが、入居している大規模施設が要請に応じていない場合でも、協力金の対象となるか。

(答) テナント施設が協力金の対象となるためには、入居している大規模施設が要請の対象であり、かつ、その要請に応じている場合となります。

#### 問5 運営する複数の施設で時短営業を行った場合、申請は施設ごとに行う必要があるのか。

(答) 複数施設を持っていたとしても、施設ごとではなく、運営者がまとめて申請していただきます。

## &lt;申請主体について&gt;

問6 対象地域外に本社がある企業は協力金の対象となるのか。

(答) 要件を満たせば対象となります。事業者の本社所在地は支給要件に含まれていません。

問7 大企業も協力金の対象となるのか。

(答) 要件を満たせば対象となります。事業者の規模は給付要件に含まれていません。

問8 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、宗教法人は、協力金の対象となるのか。

(答) 営利目的で運営される施設であれば対象となりますが、団体の活動としてのみ使用するなど、営利目的ではない場合は協力金の対象となりません。

問9 今回から新たに県の要請に協力する場合でも、協力金の支給対象となるのか。

(答) やむを得ず前回協力していただけなかった施設について、今回から新たに県の要請に協力いただける場合、支給要件を満たせば対象となります。前回から継続していることは支給要件に含まれていません。

## &lt;期間について&gt;

問10 全期間について時短要請への協力が必要なのか。要請期間中、協力できない日があった場合はどうなるのか。また、第1期のような猶予期間はないのか

(答) 協力金の支給には、要請期間中（6月1日（火）から6月20日（日））すべての期間で要請に応じていただく必要があります。途中で要請への協力を止めた場合や、6月1日（火）からの開始でない場合は、協力金は支給されません。

今回の第2期は、要請内容や対象区域がこれまでと同様であるので、猶予期間を設けていません。6月1日（火）からの開始に御協力ください。

## &lt;対象施設について&gt;

問 11 協力金支給対象施設はどういったものか。

(答) 建物の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>を超える大規模施設及び同施設内のテナント等が対象です。詳細な施設の例は別表施設一覧を参照してください。

問 12 協力金支給の対象とならない施設はどういったものか。

(答) ・施設全体の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以下の施設  
・生活必需品販売を行う施設（食料品、医薬品、衣料品等）  
・飲食店営業許可を受け営業する飲食店等（飲食店等に係る「岡山県時短要請協力金（第3期）（\*1）」の支給対象となっている施設に限る。）  
\*1 詳細は「岡山県時短要請協力金（第3期）」のページを参照してください。  
※ 対象外施設の例は、別表一覧をご覧ください。

問 13 旅館を経営しており、宴会場で宿泊客向けに酒類を提供しているが、どうすればいいのか。

(答) ホテル、旅館においては、宴会場など集会の用に供する部分は、「店舗での飲酒につながる酒類の提供の自粛」を働きかけています。

つきましては、宿泊客への酒類の提供は、宿泊される部屋において、行ってください。

なお、宴会場など集会の用に供する部分の床面積が1,000m<sup>2</sup>超である施設が要請に応じて、通常の営業時間が午前5時から午後8時を超えていている場合に、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮したときは、協力金の支給対象となります。

問 14 対象施設を複数有している場合は、複数施設全てに支給されるのか。

(答) 複数施設全てが対象となります。

## &lt;時短の態様について&gt;

問 15 通常、午後 7 時まで営業している店舗が午後 6 時までの時短営業又は休業をした場合は、協力金の対象となるのか。

(答) 通常、午後 8 時を超えて営業していない店舗は時短営業要請の対象外となるため、時短営業又は休業を行っても協力金の対象とはなりません。

問 16 要請期間中に定休日が含まれるが、協力金の支給対象となるのか。

(答) 従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業しており、今回の営業時間短縮に協力した場合には、定休日も対象となります。

問 17 時短営業せずに休業した場合も協力金の対象となるのか。

(答) 通常の営業時間が午前 5 時から午後 8 時を超える場合、時短要請の対象となる店舗(※)が、時短営業ではなく感染拡大防止の観点から休業した場合も協力金の対象となります。

ただし、その場合でも、協力金は時短部分のみの計算です。

※床面積1,000m<sup>2</sup>超の集客施設等及びイベント関連施設等。詳しくは別表施設一覧をご覧ください。

問 18 午後 8 時までの時短営業とは、具体的にどういった状態か。どう対応したらいいのか。

(答) 時短営業とは、午後 8 時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後 8 時に閉店できるよう早めに退店をご案内するなどの対応をお願いします。また、酒類の提供を行っている場合、酒類の提供は終日行わない（利用者による酒類の店内持ち込みもさせない）必要があります。

問 19 午後 8 時の営業終了後、従業員が事務作業を行うことは問題ないか。

(答) 従業員の事務作業については、営業行為には当たらないので問題ありません。ただし、営業中と誤解されないよう配慮をお願いします。

問 20 要請対象となる施設を複数運営している。施設Aは要請期間の全期間で営業時間の短縮を行ったが、施設Bはやむを得ず営業時間の短縮に協力できなかった。この場合、協力金はどう支給されるのか。全店舗で要請に協力しないと受け取れないのか

(答) 感染拡大防止の観点から可能な限り全施設における時短営業へのご協力をお願いします。しかし、やむを得ず協力していただけなかった施設がある場合には、対象施設ごとに、全期間営業時間の短縮要請に応じていただいたかどうかで判断します。この例の場合は施設Aのみ支給対象となります。

問 21 業種別ガイドラインとは何か。どこで確認できるのか。

(答) 自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。ガイドラインの一覧は、内閣官房のHPをご覧ください。

問 22 時短営業を知らせる「貼り紙」の様式が県ホームページに掲載されているが、必ずこの様式を使用しなければならないのか

(答) 以下の必要事項が見やすく記載されていれば、ご自分で作成されたものでも構いません。(パソコンで作成でも手書きでも可。)

[記載必要事項]

- ・県からの要請に応じて時短営業（又は休業）を行っている旨
- ・実施期間（＝要請期間）
- ・要請期間中の営業時間（閉店時間が20時までであることを明記）
- ・通常の場合の営業時間（＝時短営業を行う前の営業時間）
- ・施設名（必要に応じてテナント名）

**問 23 協力金は課税の対象となるのか。**

(答) 税務署から協力金は課税の対象になると聞いています。詳細については税務署にご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえて、国や地方公共団体から支給される給付金、助成金などは、支援の対象者や目的などにより、課税対象となるかが異なります。詳しくは、国税庁ホームページ掲載の「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」をご確認ください。

**問 24 協力金が支給された店舗は公表するのか。**

(答) 協力金の支給完了後に、ホームページに店舗の屋号等を公表いたします。

**問 25 現在時短営業している施設が引き続き要請に応じて時短営業する場合、協力金を申請する際には同じ書類を提出させるのか。**

(答) 申請手続きは、1期分と2期分とそれぞれ別々に行っていただく必要がありますので、申請書については改めて提出いただくことになります。

申請手続きを続けて2回していただくことになり、お手数をおかけすることになりますが、重複する添付書類の省略等、できるだけ申請に係る負担を軽減できるように検討いたします。

**<その他>****問 26 国の月次支援金（対象月：4～6月）と併給は可能か。**

(答) 国の月次支援金を申請予定の事業者は、県の時短要請協力金（大規模集客施設協力金を含む。）を受給した場合、国の月次支援機の申請ができない場合がございます。詳細については、月次支援金事務局相談窓口（0120-211-240）にお問い合わせください。

問 27 県の一時支援金（第2期）（対象月：4～6月）と併給は可能か。

（答）県の時短要請協力金（大規模集客施設協力金を含む。）を受給した事業者は、県の一時支援金（第2期）の給付対象外となりますので、ご留意ください。

※県の一時支援金（第1期）との併給は可能。

問 28 飲食店と取引がある事業者向けの支援金はないのか。

（答）国の月次支援金や県の一時支援金は、新型コロナウイルス感染拡大による外出機会の減少の影響を受けた事業者向け支援であり、おしぶり販売業や酒造業等、飲食店と取引がある事業者等も対象となり得ます。給付要件等、詳細はホームページをご確認ください。

※国の月次支援金事務局相談窓口：0120-211-240  
県の一時支援金センター：086-226-7972

# ○対象施設一覧

## ●集客施設等への要請【特措法第24条第9項に基づく】

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積が1,000m <sup>2</sup> 超
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5時から20時までの営業時間短縮 ※ 生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く</li> </ul>
遊技施設	マージヤン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	<p>〔働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場整理の働きかけ</li> <li>・店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ</li> <li>・1万m<sup>2</sup>超の集客施設等の管理者等へ以下の働きかけ</li> </ul>
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○混雑につながるような催物・バーゲンセール等を延期・自粛すること</li> <li>○利用者へ一人又は少人数での入店を呼びかけること</li> <li>○出入口の数の制限、入場制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行うこと</li> <li>○休憩スペース等は使用中止にすること</li> <li>○混雑時間帯に関する情報提供により、オフピークタイムでの来店を呼びかけること</li> </ul>
サービス業 (生活必需 サービスを営 む店舗を除 く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エヌテサロン、リラクゼーション 等	

## ●イベント関連施設等への要請【特措法第24条第9項に基づく】

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積が1,000m <sup>2</sup> 超
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5時から20時までの営業時間短縮(イベント開催(映画の上映を含む)の場合は、21時までの営業時間短縮)</li> <li>・人数上限5,000人、かつ収容率50%以内</li> </ul>
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)	<p>〔働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場整理の働きかけ</li> <li>・店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込みを含む)及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ</li> </ul>
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テニマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 無観客開催の場合は、営業時間短縮の要請の対象外

※ オンライン配信の場合は、営業時間短縮の要請の対象外

※ 結婚式をホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合は、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、なるべく少人数(50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方)で開催をお願いします

# ○対象外施設一覧

## ■時短・休業要請対象外施設

施設区分	施設
医療施設	病院
	診療所
	歯科
	薬局
	鍼灸・マッサージ
	接骨院
	柔道整復
生活必需物資 販売施設 (豪奢品を除く)	卸売市場
	食料品売り場（移動販売店舗を含む）
	コンビニエンスストア
	百貨店（生活必需品売場）
	スーパーマーケット
	ドラッグストア
	ホームセンター（生活必需品売場）
	ショッピングモール（生活必需品売場）
	家電販売店
	ガソリンスタンド
	靴屋
	衣料品店
	化粧品販売店
	雑貨屋
	文房具店
	酒屋
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）
	カプセルホテル
	旅館（集会の用に供する部分を除く）
	民泊
	共同住宅
	寄宿舎
	下宿
	ウィークリーマンション
交通機関等	バス
	タクシー
	レンタカー
	電車
	船舶
	航空機
	物流サービス（宅配等を含む）

施設区分	施設
工場等	工場
	作業所
金融機関・官公署等	銀行
	消費者金融
	ATM
	証券取引所
	証券会社
	保険代理店
	事務所
その他	官公署
	貸倉庫
	郵便局
	メディア
	不動産業者
	火葬場
	獣医
	ペットホテル
	たばこ屋（たばこ専門店）
	ブライダルショップ
	本屋
	自転車屋
	園芸用品店
	修理店（時計、靴、洋服等）
	鍵屋
	駅売場
	家具屋
	自動車販売店、カー用品店
	花屋
	ランドリー
	ごみ処理関係
学校 (第1号)	幼稚園
	小学校
	中学校
	義務教育学校
	高等学校
	高等専修学校
	高等専門学校
	中等教育学校
	特別支援学校

施設区分	施設
保育所等 (第2号)	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）
	学童クラブ
	障害児通所支援事業所
	上記以外の児童福祉法関係の施設
	障害福祉サービス等事業所
	老人福祉法・介護保険法関係の施設
	婦人保護施設
大学等 (第3号)	その他の社会福祉施設
	大学
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校
	日本語学校・外国語学校
学習塾等 (第13号)	インターナショナルスクール
	自動車教習所
	学習塾
	オンライン授業
	家庭教師
	英会話教室
	音楽教室
	囲碁・将棋教室
	生け花・茶道・書道・絵画教室
	そろばん教室
博物館等 (第10号)	バレエ教室
	体操教室
商業施設 (第12号)	図書館
	銭湯（物価統制令の対象となるもの）
	理容室
	美容店
	質屋
	貸衣装屋
遊興施設 (第11号)	クリーニング店
	マンガ喫茶
	ネットカフェ